

調 査 部 通 信

NO.344

2020.6.19 大教組調査部

大教組の要求実現！！

週休日・長期休業中に授業を行う場合に、非常勤講師・学期間任用講師の任用が可能に。

府教委は、大教組に対し、一斉臨時休校後の対応として、臨時休業中に実施予定であった授業を週休日や長期休業中に実施することを踏まえ、小中学校での措置として「**学校再開後の授業実施に係る非常勤講師時間数の配当**」「**学校再開後の授業実施に係る講師などの任用**」について説明しました。（市町村宛の通知は6月8日に発出されています。）

●学期間任用の常勤職員（病休代替、介護休暇代替の講師等）

学校管理運営規則を改正し、同規則改正後の課業期間に措置する場合は、内申時に改正後の同規則を添付することで協議不要とする。

なお、学校管理運営規則の改正の有無に関わらず、同規則上の長期休業期間中に措置する場合は、協議対応とし、協議終了後、当該協議内容に基づき措置する。

●通年任用の非常勤講師（首席軽減、育児短時間勤務代替等）

4月8日～6月14日までの一斉臨時休業期間を勘案し、週当たりの勤務時間に8週を乗じて得た数を追加措置の上限回数（コマ）とした授業割り振りに基づき措置する。

- ・首席軽減 10時間の場合、10時間×8週＝80コマを上限として勤務実数を増やせる。

●学期間任用の非常勤講師（体育実技軽減、支援学級軽減）

長期休業期間中は任用しないこととしているが、協議の上任用可能とする。協議終了後、当該協議内容を前提にした授業割り振りに基づき措置する。

大教組は休校期間中の非常勤教職員の「在宅勤務」を要求した際、「学校再開後に35週の上限を超えて、勤務が必要になった場合は予算措置をして勤務できるようにするべき」と強く要求していました。また、病休代替などの常勤講師については、定数内であり、長期休業中も業務があるとして、繰り返し、学期間雇用でなく、通年雇用とするよう要求しています。

※非常勤講師についてはご本人の様々な事情（配偶者控除の関係で年収123万円以上働けない、長期休業中はすでに別の仕事が決まっているなど）があります。授業の割り振りは、ご本人の同意を得て行うよう配慮することが必要です。